

奈良県告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、天理市長から大和都市計画法天理市流域関連公共下水道の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県土木マネジメント部下水道課において縦覧に供する。

平成三十年七月六日

奈良県知事 荒井正吾